平成 28 年 4 月 22 日

鳥取県知事
　　平井伸治　様

大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会
代表　山根一典
住所　米子市淀江町平岡 187

公開質問状

１．淀江産廃処分場計画地の土地問題について

平成４年５月２１日、旧淀江町長と環境プラント工業が結んだ「開発協定書（別紙 1)」によれば、第 1 条第 1 項に「第 2 不燃物処分場の建設を行う」と述べ、第 4 条で「土地を第 1 条第 1 項の目的以外の用途に供してはならない」と述べてあります。

現在、旧淀江町は米子市と合併したため、土地の所有は米子市に継承されていますが、米子市の角副市長は昨年 6 月 24 日の懇談で「この土地についての打診は受けていない」と答えられました。当然、この開発協定書は旧淀江町長から米子市長に引き継ぎ、継承されるべきものであり、米子市所有の土地は産廃処分場には使えない土地であります。現在進められている鳥取県、鳥取県環境管理事業センターの産廃処分場計画は上記協定書に違反し、「土地の担保なし」で進められているものです。

今年 2 月 15 日の野川統轄監との懇談で、「地権者の承諾は前提であると考える。地権者の同意なしではできない。同意を取らずに行うことは不適切である」と答えられました。

鳥取県、鳥取県環境管理事業センターは、土地の利用目的を制限した協定書違反の建設計画を直ちに中止すべきだと考えます。この点についての知事の見解をお聞かせください。

２．鳥取県、鳥取県環境管理事業センターは、当時事業主体であった環境プラント工業に対して土地問題の責任を追及し、これまで県から支出した 1 億５千万円以上の補助金等はすべて国民・県民の血税であり、返還させるのが当然だと考えます。この点に関しての知事の見解を求めます。

３．ダイオキシン問題についての野川聡統轄監の議会での答弁について

2016 年 2 月県議会における、3 月 14 日の本会議で行なわれた錦織陽子県議

の産廃処分場に対する一般質問に対し、「塩川のダイオキシンが値をオーバーして、それを県が放置して調査もしないということは完全に大うそでありますので、これはしっかり訂正させていただきました。それから、ベトナムの枯葉剤の話を持ち出されて今回の産廃の様子を説明されておるような極端な例もありましたので、これはやはりしっかり訂正しないとセンターのほうも説明責任が果たせないと言うことを感じましたので、私どもの方につきましても了解と言うわけではありませんが承知しておったという、そういうことであります。」と答弁されています。

そこで、以下２点について伺いますが、

① 「塩川のダイオキシンが値をオーバーして、それを県が放置して調査もしないまま」とどのビラのどこに書いてあるでしょうか。2015 年 10 月 16 日の「水を守る会」のビラは、―**「ご存知でしたか、塩川のダイオキシンが基準を超えていたことを」「塩川のダイオキシンが基準を超えていましたが、県はその原因を調査しないまま産廃処分場を作ろうとしています」**―と書いており、(県が)「塩川のダイオキシンが値をオーバーして、それを放置して、調査もしない」とは言っておりません。「基準を超えていたことをご存知ですか」と言っています。過去形です。また「値」ではなく、「基準」と言っています。

自然界には無いダイオキシンが、どこから流出したかわからないまま、計画を進めることへの住民の不安を述べています。ビラを正確に読まないで県民に対し、「大嘘つき」と議場で答弁されることが許されるでしょうか。どこが嘘なのかについて、県知事に於いて直ちに調査され、野川統轄監の釈明を含めて回答されるよう求めます。

回答内容によっては当会に対する公式の場での誹謗中傷であり、当会の名誉を大きく毀損したものですので、その回復を求めます。

また、この件全体に関しての知事の見解を求めます。

② 「ベトナムの枯葉剤の例は極端な例」と言われていますが、これは事実です。援用しても構わない極端でない例とはどのようなものなのでしょうか。極端な例と断定する根拠を示していただきたい。

また、大気や水の汚染、魚などの汚染で影響が出ないという科学的根拠を示されたい。

「ダイオキシンの国基準は、年間を通じた値」と答弁されていますが、基準を超えたときが一度でもあれば大きな問題なのであって、平均して低いから問題ないと言う認識自体が環境ホルモンに対する無知をさらすものです。発言者の認識を改めさせるよう知事に求めると同時に、県の要職にあってふさ

わしいかどうか知事の見解を求めます。

４．知事への質問状の回答について

2 月 15 日、野川統轄監との懇談の際に提出した「知事への質問状」の回答が期日を過ぎてもまだいただいていません。

なお回答は 1 点目から３点目に関しては 2 週間以内に、４点目については直ちに、文書で回答頂きますようお願いします。

以上